

消防団活動協力員活動マニュアル

(目的)

- 1 このマニュアルは、消防団員の充足率の低下及び消防団員のサラリーマン化に伴い、災害発生時、迅速に現場に到着できる団員が減少していることから、災害対応を円滑に実施するため、消防団員OBから消防団活動の支援を頂くことを目的とする。

(活動の原則)

- 2 居住地周辺で発生した火災の消火活動及び救出・救護等の後方支援を行う。
 - (1) 火災(小型ポンプの班)

地元で火災等が発生した場合、常備消防及び他消防団が到着するまでに、延焼拡大を防ぐための初期消火的な役割を担う。

ア 地元消防団員がいなくて小型ポンプを運用できないときは、自主防災活動の一員として消火栓直結による消火活動を実施する。

イ 地元消防団員2、3名(最低限運用できる人数)が集まっている場合は、小型動力ポンプを使用して活動する団員の支援を行う。

ウ 協力員の活動は、ホース延長及び放水時の補助的役割で、屋内に進入しての放水などは行わない。
 - (2) 火災(自動車ポンプの班)

原則として、居住地及び周辺集落の火災の初期消火的な役割を担い、団員の活動に対して支援を行う。

ア 消防自動車等の運転及び第1放水員としての活動は行わない。

イ 協力員の活動は、ホース延長及び放水時の補助的役割で、屋内に進入しての放水などは行わない。
 - (3) 救出等の支援

火災及び交通事故などによりけが人が発生したときに、現場に居合わせた消防団員と協力して、要救助者の救護などの支援を行う。
 - (4) 風水害等の活動支援

大雨による河川の浸水及び土砂崩れなどの事案に対して、地元消防団の活動に協力して、土嚢積みなどの作業を行う。
 - (5) その他

大災害が発生した場合は、自主防災組織の一員として活動する。

(活動時の服装)

- 3 災害事案に出動する場合は、支給されたヘルメット及びベストを着装する。

(怪我等の補償)

- 4 協力員が活動中に不慮の事故にあった場合は、現役消防団員と同様に山形県消防補償等組合補償条例の定めるところにより補償する。

(その他)

- 5 その他必要な事項
 - (1) 活動協力員が火災に出動して支援を行った場合は、分団長が出動報告書に記載して報告する。
 - (2) 質疑、事故等が発生した場合は、消防本部警防課(6 1 - 7 1 1 5)に問い合わせる。